

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年10月15日（金）第252号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

条 例

- 観光立県かごしま県民条例の一部を改正する条例（※）（政務調査課取扱い） 1
- 鹿児島県市町村振興資金条例の一部を改正する条例（※）（市町村課取扱い） 1
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（※）（デジタル推進課取扱い） 2
- 鹿児島県環境基本条例及び鹿児島県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例（※）（環境林務課取扱い） 2
- 鹿児島県港湾管理条例の一部を改正する条例（※）（港湾空港課取扱い） 3
- 鹿児島県防災会議条例の一部を改正する条例（※）（危機管理課取扱い） 3
- 公衆に不安等を覚えさせる行為の防止に関する条例の一部を改正する条例（※）（生活安全企画課取扱い） 3
- 高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（※）（交通規制課取扱い） 4

条 例

観光立県かごしま県民条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年10月15日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第37号

観光立県かごしま県民条例の一部を改正する条例

観光立県かごしま県民条例（平成21年鹿児島県条例第9号）の一部を次のように改正する。
前文中「屋久島」の次に「並びに奄美大島及び徳之島」を加える。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

.....

鹿児島県市町村振興資金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年10月15日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第38号

鹿児島県市町村振興資金条例の一部を改正する条例

鹿児島県市町村振興資金条例（昭和38年鹿児島県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号列記以外の部分中「地域自立促進資金」を「地域おこし資金」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

(2) 地域おこし資金 地域おこしに関する事業で、知事が特に必要と認めるもの

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の鹿児島県市町村振興資金条例の規定により貸し付けられた地域自立促進資金については、なお従前の例による。

.....

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年10月15日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第39号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成27年鹿児島県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県環境基本条例及び鹿児島県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年10月15日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第40号

鹿児島県環境基本条例及び鹿児島県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例
(鹿児島県環境基本条例の一部改正)

第 1 条 鹿児島県環境基本条例（平成11年鹿児島県条例第10号）の一部を次のように改正する。

前文中「屋久島」の次に「並びに奄美大島及び徳之島を含め」を加え、「の奄美の」を「に至る」に改める。

（鹿児島県地球温暖化対策推進条例の一部改正）

第 2 条 鹿児島県地球温暖化対策推進条例（平成22年鹿児島県条例第16号）の一部を次のように改正する。

前文中「屋久島」の次に「並びに奄美大島及び徳之島を含め」を加え、「の奄美の」を「に至る」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年10月15日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第41号

鹿児島県港湾管理条例の一部を改正する条例

鹿児島県港湾管理条例（昭和40年鹿児島県条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 荷役機械使用料の項中「31,420円」を「42,550円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

.....

鹿児島県防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年10月15日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第42号

鹿児島県防災会議条例の一部を改正する条例

鹿児島県防災会議条例（昭和37年鹿児島県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 4 号中「5人」を「10人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和 5 年 8 月31日までの間に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第15条第 5 項第 8 号に掲げる者をもって充てる鹿児島県防災会議の委員の任期は、改正後の鹿児島県防災会議条例第 2 条第 2 項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

.....

公衆に不安等を覚えさせる行為の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年10月15日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第43号

公衆に不安等を覚えさせる行為の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に不安等を覚えさせる行為の防止に関する条例（平成11年鹿児島県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「同条第3項に規定する」を「身体の安全、住居等（住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所をいう。以下この項において同じ。）の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる」に改め、同項第1号中「住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下この号において「住居等」という。）」を「住居等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年10月15日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第44号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例（平成24年鹿児島県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第28号イ」を「第2条第31号イ」に改める。

第3条第1号ア中「もの」の次に「（当該表示を開始したこと又は当該表示を継続していることに関する情報を当該視覚障害者が使用する通信端末機器に送信することができるものを含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。